

不動産取引文書の印紙必要の有無

文書の種類	印紙の要否
重要事項説明書	×
不動産購入申込書	×（不動産売買契約書として扱われる場合は課税）
不動産売買契約書 （売買金額等の記載がある念書等含む）	○
媒介契約書	×
土地賃貸借契約書	○
建物賃貸借契約書	×（建物賃貸借契約書で、領収書を兼ねるものは印紙を貼る）
土地交換契約書	○
実測清算確認書	○
売買契約変更合意書(金額変更)	○
売買契約変更合意書(条件変更)	×
駐車場使用契約書	×
借地権譲渡契約書	○
領収書(営業に関するもののみ)	○(記載金額3万円未満は非課税)
敷金領収書(営業に関するもののみ)	○(記載金額3万円未満は非課税)

※契約書等の内容によっては、上記と取り扱いが異なることがあり、税務署に確認を要します。